

1 計画の位置付け

(1) 法的位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」が相互に連携することにより、総合的な高齢者福祉施策の展開を図ることが求められていることから、両計画を一体的に策定するものです。

○ 老人福祉法 第20条の8第1項

「市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。」

○ 介護保険法 第117条第1項

「市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。」

(2) 計画の性格

高齢者福祉計画は、本市における高齢者に関する施策全般にわたる計画であり、全ての高齢者に対する福祉事業全般及び介護に関する総合的な計画です。

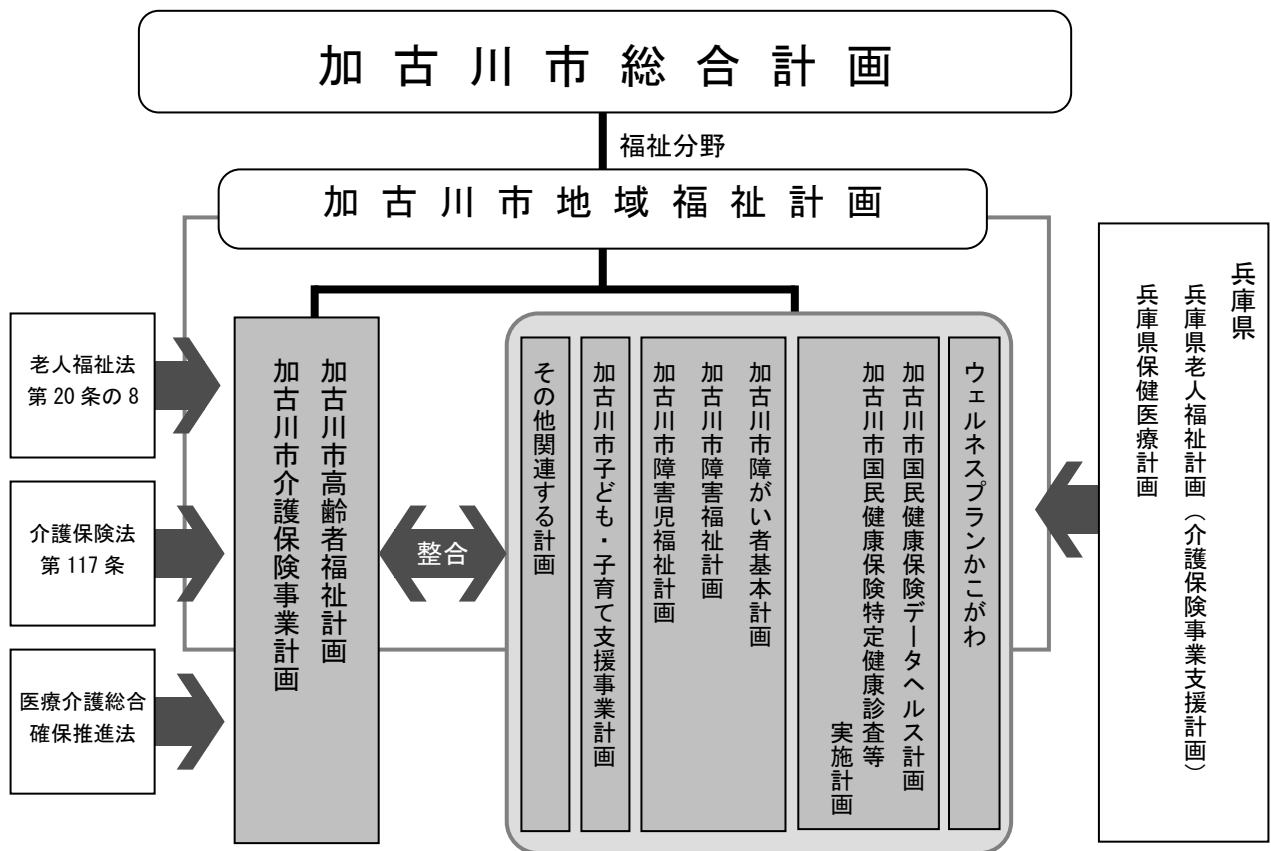
また、介護保険事業計画は、支援・介護を必要とする高齢者や要介護状態となる可能性の高い高齢者に対する部分を担うとともに、医療と介護の連携や、認知症施策の推進など、地域包括ケアシステムを深化・推進するためのサービス提供体制について定める計画です。

本計画では、それぞれの計画が受け持つ部分を「地域包括ケア計画」として一体的に策定します。

(3) 上位計画・関連計画との整合

高齢者福祉計画及び介護保険事業計画は、加古川市総合計画及び加古川市地域福祉計画を上位計画として、その方針に沿って策定するものです。また、高齢者福祉に関連する他の計画との整合を図りながら策定します。

図 計画の位置付けと各種計画との整合

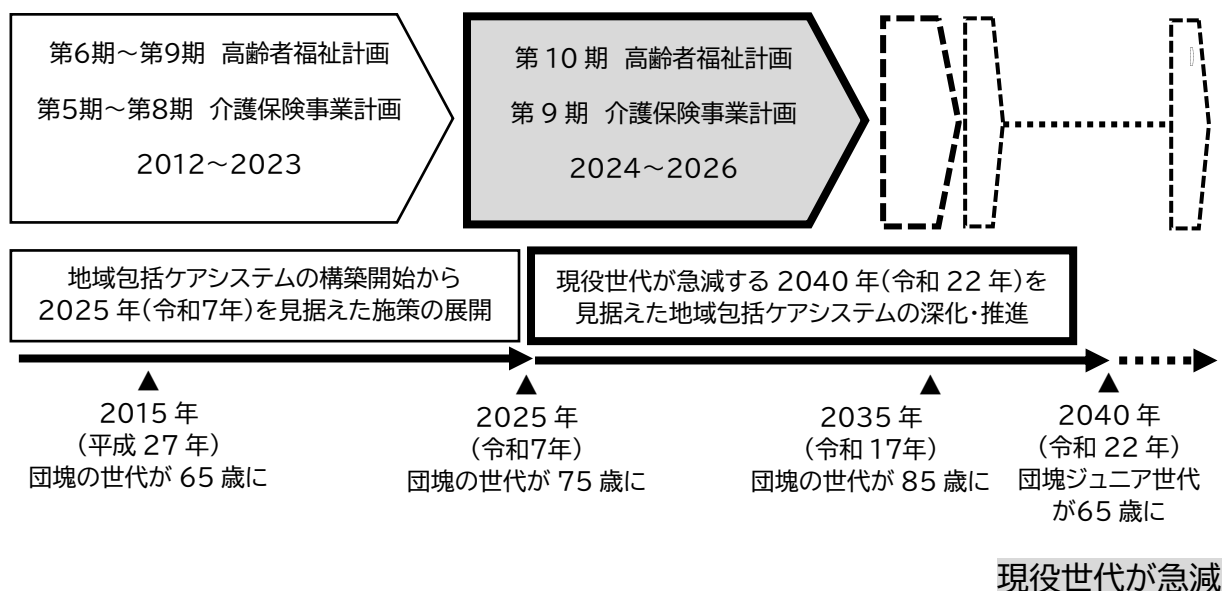


2 計画の期間

計画の期間は、2024 年度（令和6年度）から 2026 年度（令和8年度）までの3年間です。

これまでは、団塊の世代が75歳に到達する 2025 年（令和7年）を一つの区切りとして、地域包括ケアシステムの整備・実現のための取組を進めてきました。

本計画以後の計画では、地域包括ケアシステムのさらなる深化を目指し、現役世代が急減する 2040 年（令和 22 年）を見据えた在宅医療・介護連携などへの取組を一層本格化させ、中長期的な視野に立った施策を推進します。



3 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、市民代表（公募委員を含む。）、行政機関職員から構成される「加古川市高齢者福祉計画及び加古川市介護保険事業計画策定委員会」を設置し、幅広い分野から意見を取り入れる体制をとっています。

